

# 社会的排除と児童養護問題

Social Exclusion and Child-Care Problems

宮川 数君\*、岡田 恵子†

Kazukimi Miyakawa, Keiko Okada

社会的排除は EU 諸国における若者の長期失業問題が貧困だけでなく、社会生活の諸機会からの排除を招くものとして注目された。本論文は社会的排除に陥りやすい母子世帯で育った者及び児童養護施設の退所者をとりあげた。彼らは、社会参入にあたって、二重三重の社会的な不利な状況におかれていることが各種統計によりあきらかになった。彼らは、一般的の若者より社会的支援が必要にもかかわらず、その支援が限られているといえる。

キーワード：社会的排除、非正規雇用、低学歴 母子世帯、児童養護施設

## I. 社会的排除の概念

### 1. 社会的排除の意味

近年、人々の社会的経済的状況を表す概念として「貧困」とともに、「社会的排除 (social exclusion)」の概念が使われるようになってきた。「貧困」は経済的状況を表す概念であるのに対して、貧困に限らず、労働市場からの排除を主とする失業や様々な公的私的社会的ネットワーク等からの排除が複合的に現れた社会的状況におかれている人々の状態を表す概念として社会的排除が用いられている。また、社会的排除の概念は、貧困がその時点での社会的状態を表すのに対して、排除に至る過程または排除の連鎖の過程をも表わす概念である。

社会的排除の用語が使われるようになったのは、1980 年代のフランスにおいてである。この時期、学校を卒業した若者を中心とした、大量かつ長期・慢性的失業状態に置かれた若者達が現れた。卒業直後から失業者となった彼らは、社会人としてのスタートの最初から、医療保険や各種年金、雇用保険制度等の社会保険制度の仕組みに取り込まれることなく、全面的に社会的扶助などの社会的救済制度のもとにおかれることになった。

この事態をフランス政府は社会統合の危機としてとらえた。すなわち、社会保障制度の整備によって社会的統合が可能であると考えられてきた福祉国家制度のほころびもしくは破綻として危機をもってとらえられたのであった<sup>1)</sup>。

\*流通科学大学サービス産業学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

†川崎医療短期大学、〒701-0194 倉敷市松島 316

福祉国家体制は本来、完全雇用を前提として、社会保険制度によって、一時的な失業や病気に備え、またその社会保険制度から漏れる人々には無拠出の社会扶助制度によってこれらの人々を社会的に統合していくとするものである。

長期失業または無業は単に仕事がないというだけでなく、貧困や社会生活の基本となるべき様々な社会参加の機会からの排除を伴う。これについて宮本<sup>2)</sup>は次のようにいう。「若年失業は、単に仕事がないというにとどまらず、長期失業は貧困、社会的孤立、犯罪や疾病、社会保障の権利の喪失など、重大な困難をもたらす。とくに発達の途上にあり、職業経験を積みながら社会関係を広げていくべき年齢段階における失業は、成人の失業とは異なる問題を生むものであった。若者が、社会的に要求されているあらゆるものへのアクセスができない状態にあり、社会生活上も孤立し周辺化する現象を社会的排除のひとつとして」とらえるとした。

このような若者の失業はフランスだけではなく、西欧社会の国々に同時に起きていることであった。これを受けて、EUはEU条約により社会的排除を克服するためのアクションプランの作成を加盟各国に求めた。EUでは社会的排除について次のように述べている<sup>3)</sup>。

社会的排除は、貧困をはじめとして、ホームレスや都市部の暴動、長期失業状態で社会の周辺部に追いやられた人々、幾つかの特定の貧困な生活を強いられている人々、沢山の債務を抱えている家庭、ある特定の田舎での終わりのない貧困、ひどい負債に陥っている家庭、民族闘争や難民や少数民族に対する差別など、それぞれの国によっての広がりや現れ方は様々であるが、EUのすべての加盟国に及んでいる現象である。

(中略)

社会的排除の概念は、ダイナミックなプロセスであるとともに結果である。それゆえに、構造的変革が求められる課題である。所得に関連づけてみられることの多い貧困の概念より広いことは明らかである。それはまた、個人又はグループが、社会的係わりから排除されることで、社会的統合やアイデンティティの権利や尊みからも切り離されるという多次元的メカニズムがある。

EU委員会報告書が述べているように、社会的排除の現象は多面的様態をとつて現れている。これまで、それが個別の生活問題もしくは精神的病理として取り上げられてきた問題が、社会的排除という共通の枠組みでとらえられている。

個々の問題のすべてが社会的排除と重なるわけではない。例えば、ひとり親家庭がそのまま社会的排除と重なるわけではない。ひとり親家庭でも、十分に社会的成員として社会参加し自立した生活を営んでいる人が多数いるように、そのまま両者がイコールではないのは言うまでもない。しかし、中卒・高校中退で実家との疎遠、不安定就労という社会排除のリスクを負いこむなかで、

若年妊娠・シングルマザーといった事例も少なくない。ここでは、中卒または高校中退という社会の主流からの脱落が社会的排除のリスクとなり、このリスクは同時に、不安定就労や若年妊娠という新たなリスクを生み出す背景として働く可能性を指摘できるのである<sup>4)</sup>。

## 2. 児童養護問題と社会的排除

社会的排除は、現在の社会的排除の状態を表すだけでなく、その排除を生み出すプロセスをも含む概念であることはすでに触れた。子ども時代の社会的排除のリスクが重なるとき、しばしば、若年成人期における様々な生活問題がうみだされる。そこには、排除の連鎖ともいべきものがある。

前の民主党政権のもとでの内閣官房社会的包摶室の社会的排除リスク調査チームが作成した報告書「社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」がある。この研究チームは、20歳から39歳までの若年層で明らかに社会的排除の状態にあるとみられる53人に対する詳細な面接調査をおこなった。その報告書において、社会的排除について次のように述べている。

社会的排除の状態にあると見なされた若年層の問題は、ホームレス、生活保護、薬物・アルコール依存症、高校中退、若年妊娠によるシングルマザーなど多岐にわたっているが、「これらの事例が抱える潜在リスクは重複しており、彼らが生活困難に至ったプロセスも類似している。(中略)これまで、これらの生活困難は、それぞれ独自の社会問題として捉えられてきたが、これらをすべて社会的排除という一つの社会問題として捉えることができる、これらを社会的排除の結果としての社会問題の表出の仕方の違いと見ることができる<sup>5)</sup>」。

すなわち、児童期の貧困が低学歴、不安定就労といった社会のメインロードから外れていく者たちを生み、また高校・大学を卒業した直後からの非正規雇用などの不安定就労は、社会人としてキャリアアップしていくべき時期に、その機会を失うことで、やはり社会のメインロードから外れていく者たちを生む。また、若年妊娠またはシングルマザーで、実家やその他の社会的サポートの網から漏れた者たちが、不安定な就労や子どもへの虐待へと追い込まれていく。これらは、様々な社会的排除のリスクを抱えた若年層が、社会人として社会参加をしていこうとするとき、極めて大きな不利を抱えての参入になるか、もしくは参入自身が困難になるというプロセスがあることを示しており、このことを社会的排除リスク調査チームは53事例の面接分析を通して明らかにした。

本論文においては、社会人としての社会参入をはかる上で、大きなハンディを背負っていると思われる、ひとり親世帯特に母子世帯、ならびに高卒自立（一部は中卒自立）として児童養護施設から社会へ出て行く者たちの現状を、各種の政府統計その他を用いて描いていく。このことを通して、不利な状況からの出発をせざるを得ない彼等への社会的支援の必要性を考えていきたい。

## II. 社会的不利を抱えての社会人としてのスタート

### 1. ひとり親世帯の実態—主として母子世帯を中心に

母子世帯の貧困率の高さはよく知られているところであるが、参考まで表1に、子どもがいる世帯とひとり親世帯の貧困率の推移を示した。平成25年国民生活基礎調査によると、ひとり親世帯の相対的貧困率は、2012年は54.6%である。1997年の63.1%を除いて、1985年以降一貫して50%台にある<sup>6)</sup>。同調査報告においては、母子世帯だけの貧困率は記載されていないが、54.6%を上回ると推測される。阿部彩の推計によれば2004年の母子家庭の相対的貧困率は66%と非常に高い数値となっている<sup>7)</sup>。

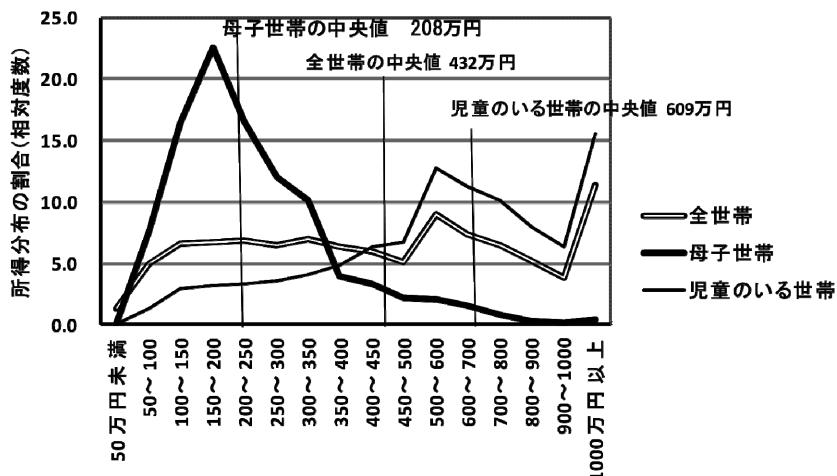
表1. ひとり親世帯の相対的貧困率の年次推移(%)

	1985年	1988年	1991年	1994年	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年
子どもがいる現役世帯の貧困率	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
ひとり親(現役)世帯の貧困率	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6

注1) 1994年の数値は、兵庫県を除いた数値である。

2) 上記の「ひとり親(現役)世帯」は、国民生活基礎調査では、「大人が一人」で「子どもがいる現役世帯」となっている。  
出典：厚労省「平成25年国民生活基礎調査」をもとに作成

図1は、2013年の所得階級別の母子世帯等の所得分布である。母子世帯の中央値は208万円で、分布は150万から250万の所得階級に集中しているのがわかる。母子世帯を含めた児童のいる世帯全体と比較してみると、その低さが際立っていることがわかる。ちなみに、児童のいる世帯の所得の中央値は609万円である。全世帯の所得分布の中央値は432万円で、それを大きく下まわり、母子世帯が、経済的に極めて不利な状況にあることが推測される。



出典：厚労省「平成25年国民生活基礎調査」をもとに作成

図1. 母子世帯等の所得分布

表2は、児童虐待に関する東京都の調査によるもので、児童虐待の背景となったと思われる家族の状況は、貧困及び社会的孤立とともに、ひとり親世帯等が社会的背景の主要因となっていることを示している。母子世帯・ひとり親世帯の保育の担い手の過重な負担というだけでなく、貧困と母子世帯・ひとり親世帯、さらにそれに合わせて、育児を抱えた母子世帯を支えてくれる人（実家の両親など）などの、社会的サポートネットワークといったサポート資源の欠如、さらに子どもを抱えてのやむ得ざる不安定な就労（表2参照）といった二重三重のハンディがひとり親世帯特に母子世帯にあることを示唆しているといえるだろう。

表2. 児童虐待につながると思われる家庭の状況

家庭の状況		あわせてみられる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	① 経済的困難	② 孤立
2	経済的困難	446件 (30.8%)	① ひとり親家庭	③ 就労の不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	② 孤立	③ 就労の不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	① 経済的困難	③ 育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	② ひとり親家庭	③ 孤立

注

1) 児童虐待のあった家庭について、虐待につながったと思われる主要な背景上位5つについて、その項目に合わせて他に見受けた状況上位3つを示している。

2) 表中の「孤立」は、調査票では「親族・近隣、友人からの孤立」となっている。

出典：東京都「児童虐待の実態II」、2005、p.50

次に母子世帯の母親の学歴について見る。表3は、母子世帯の母親の最終学歴を示すものである。表3の通り、母子世帯の最終学歴は中学校卒業が13.3%、高校卒業が48.0%となっている。これは2011年度の数値である。今日の高校進学率は2012年が98.3%（通信制を含む）で、2011年もほとんど同じと推定されることから、母子世帯の低学歴者の比率が極めて高いことが分かる。もちろん、すべての母子世帯がこのような不利を抱えていると言うつもりは全くないが、多くの母子世帯の母親である彼女達の育ってきた家庭環境が経済的な困難を抱えて、それがその子である現在の母子世帯の母親である彼女たちの社会的な不利な状況へと連鎖していることが示唆される。

表3. 母子世帯の母親の最終学歴

総数	中学校	高校	高専・大学(短大を含む)	専修・専門学校等	その他
100.0	13.3	48.0	23.2	14.0	1.5

注：学歴不詳は除いた数値

出典：厚労省「平成23年度全国母子世帯調査結果報告」をもとに作成

次に、母子世帯の母親の就業の有無及び就業形態について見る。

表4に見るように職に就いている者が80.6%であるが、不就業も15.0%となっている。

表4. 母子家庭の母親の就業の有無

総数	就業している	不就業	不詳
1648人	1328	248	72
100%	80.6	15.0	4.4

出典：厚労省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」をもとに作成

就労している母子世帯にあっても、就労において、極めて不利な状況におかれている。同じく「母子世帯等調査結果報告」によれば、表5に示すとおり、就労している母親の雇用形態は正規雇用が39.4%で、非正規雇用は派遣社員とパート・アルバイト等を合わせると52.1%になる。そのうち47.4%がパート・アルバイト等となっている。パート・アルバイト等は非正規雇用のうちでみると90.9%と9割がパート・アルバイト等が占めていることになる。不利・不安定な非正規雇用従事者であったとしても、その大半はパート・アルバイト等でしかないと言うことである。これはフルタイムでは働くことができないという厳しい現実があることを推測させる数値であるといえよう。

表5. 母子家庭の就業している母親の就業・雇用形態

総数	正規雇用 職員・従業員	非正規雇用		会社役員	自営業	家族従事者	その他
		派遣社員	パート・アルバイト等				
1328人	523	63	629	8	35	21	49
100%	39.4	4.7	47.4	0.6	2.6	1.6	3.7

注：不就業及び不詳を除いた数値である。

出典：厚労省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」をもとに作成

母子世帯の生活保護率の高いことは知られているが、生活保護の受給状況は、母子世帯は「受給している」が14.4%、父子世帯では8.0%となっている（生活保護受給率は2011年・平成23年の数値）<sup>8)</sup>。同じ時期の全世帯の保護率は2.65%であるから、母子世帯の保護率が非常に高く、また不就業率も高いということになる。

平成19年度の同調査においても不就業率及び生活保護受給率が、平成23年度調査と同じ傾向が見られた。これについて、厚労省社会・援護局保護課が出した「生活保護母子世帯調査等の暫定集計結果<sup>9)</sup>」（2009年）において、暫定集計としてあるが、幾つかの仮説を示している。ひとつは、生活保護世帯が様々な就業阻害要因を抱えているのではないかとして、健康問題や雇用条件の不利等を仮説としてあげている。その仮説のひとつに「被保護母子世帯は、一般母子世帯

よりも所得、消費水準が高いとしても、生活意識は苦しいのではないか。」という見方をあげている。この意味するところは、一般の母子世帯より生活保護を受給している母子世帯の方が一般母子世帯より、その所得が相対的に高くなっている可能性があることを言っている。これは、わかりにくい言い回しであるが、一般母子世帯と生活保護受給母子世帯との間に所得の逆転現象が起きている可能性を指摘するものである。

同集計結果報告において、一般母子世帯の年間可処分所得（税、社会保険料控除後）が平均 221.6 万円であり、生活保護受給母子世帯の可処分所得が平均 268.2 万円であるとして、生活保護受給世帯の可処分所得の方が上回っていることあげている<sup>10)</sup>。これをひとりあたりの可処分所得に換算すると、一般母子世帯（世帯人員 2.65 人）は 136.1 万円であるのに対して生活保護受給母子世帯（世帯人員 2.77 人）は 161.1 万円となる。このことから、不利な条件のもとで就労するより、可処分所得で見る限り、生活保護を受給する方が有利となる可能性があることを示している。

ここで、生活保護世帯が有利であることを言いたいのではなく、就労等において不利な状況におかれている母子世帯に対する児童扶養手当等の社会的支援の充実が必要であることを指摘したい。

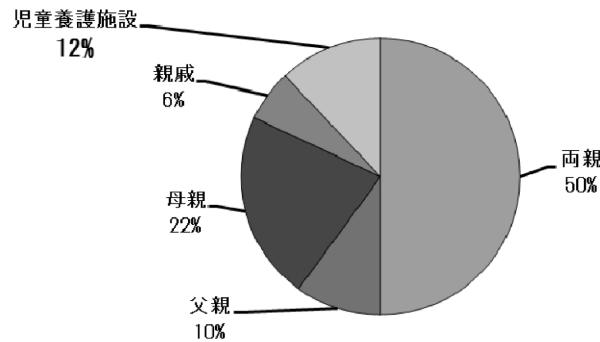
これらから、公的支援及び私的な社会的支援のない母子世帯の生活は極めて困難であるといえる。これらの実態から、経済的貧困を含めた就業上の様々な困難を抱え込んでいる母子世帯の姿が見えてくるといえるだろう。その上で、ダブルワークや育児の重圧といった圧力など、二重三重の社会的排除のリスクが母子世帯にのしかかっていることを推測させる。このような生活困窮のなかで、その子どもの低学歴や児童虐待等の新たな困難が生み出されていくことが推測されるといえるだろう。

## 2. 児童養護施設出身者の困難の実態

ホームレスの自立支援でよく知られているビッグイシュー基金（日本）が発表した「若者のホームレス白書<sup>11)</sup>」において、40 歳未満の若年のホームレス 50 人を対象に丁寧な聞き取り調査がなっている。ビッグイシュー基金の調査員が聞き取り可能な 50 人ということで、その対象に偏りが予想され、若年ホームレスを統計的に把握するものとはいえないが、若年ホームレスの実態をかいま見せていると思われる所以、その一部をここに紹介しつつ彼らの生きにくさについて考える。

まず、図 2 に示すように、彼等の主な養育者として、一番多いのは当然のこととして両親（50%）、母親（22%）であるが、それに続いているのは児童養護施設が 12% となっている。

この白書の報告は、児童養護施設等退所後の実態を示す数少ない資料の一部といえるだろう。退所後の児童・者の生きにくさを強く感じさせるものである。児童養護施設出身者の社会での自立は、他の若者より厳しいと想像されるが、それを裏づける数字といえるだろう。



出典：ビッグイシュー基金（日本）「若者のホームレス白書」（2010、p.5）をもとに作成

図2. 若年ホームレスの育ってきた環境彼らの主な養育者

児童養護施設出身者は、まず、その入所の前段階で大きなハンディを背負い、また原則18歳で独立立ちを強制されているのが現状である。もちろん退所後、実家である家庭に帰ることのできる者もあるが、もともとその本来の家庭という居場所が不安定なために児童養護施設への入所を余儀なくされたのであり、退所後の実家からのサポートを十分には期待できるとは限らないのが現実である。彼らの多くは児童養護施設退所後は施設のサポートがいくらかはあるとしても、通常の高校卒業18歳または大学卒業の巣立ちとは異なる。通常の若者は社会的に自立するまで、少なくとも20代の半ばまで、家族の様々なサポートを受けながら、自立する力を確実なものにしていく。しかし、児童養護施設を高校卒（または中学卒）で退所したあと、必ずしも施設が両親または家族に代わるサポートを提供できるものではない<sup>12)</sup>。18歳で退所後、多くがひとりで頑張らなければならないのである。近年、施設退所後のサポートを目的として、自立援助ホームが各地に少しずつ作られている。自立援助ホームは児童養護施設等を退所した後のグループホーム形式の入所施設で20歳未満を対象として設置されている。しかし中学校卒業または高校卒業段階で児童養護施設を退所し就職等をした者のアフターケアの施設としては、その数及び地域的広がりにおいて、極めて不十分である。自立援助ホームは、現在、全国に113カ所定員749人で現在の入所者は430人である<sup>13)</sup>。

児童養護施設等退所（児）者の学歴及び就業形態や暮らし向きについて、東京都が調査を2011年に行った資料「児童養護施設等退所者へのアンケート調査<sup>14)</sup>」を手がかりに考えてみる。調査対象は現在10代から30代の児童養護施設等の退所（児）者である。

表6のとおり、彼らの最終学歴は中学校卒業が23.4%、高校卒業が58.3%である。低学歴が顕著であることは一目瞭然としている。さらに、最終学歴が中学校卒業となっている場合、すなわち高校に進学しない場合、中学校を終えた時点の15歳で、児童養護施設を退所し、実家に戻ることができない場合は、住み込み等の仕事に就き、いわゆる「自立」していくことを意味している。

一部は自立援助ホームへの入所が可能であるが、現状はその支援体制は極めて限られている。中卒自立について谷口<sup>15)</sup>は「青春学園（筆者注：学園名は仮称）では、義務教育を終えた子どもたちは、高校をはじめ学校に在籍していなければ退所することになっている。このことは、明文化されているわけではないが、（中略）『公然のルール』となっている」と述べている。最終学歴が中卒ということは、「中学校卒業により自立」として扱われ、実家に戻ることができなければ、住み込み等の職を得て児童養護施設を退所自立していく。法的には18歳未満の児童であれば児童養護施設等の入所要件を備えているにもかかわらず、15歳の児童が「自立」として扱われ、社会に放り出される現状がある。この中卒退所は青春学園だけのことではなく、全国的なルールとなっていると推察される。

表6. 児童養護施設等退所者の最終学歴

回答者 総数	中学校卒業	高校卒業	専門学校 卒業	大学（短大を 含む）卒業	その他
518人	121	302	44	34	17
100%	23.4	58.3	8.5	6.6	3.3

出典：東京都「児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告」（2011, P.6）をもとに作成

次に東京都のアンケート調査から就業および雇用形態をみると、働いている者（児）が83.7%であるが「働いていない」とする不就業が16.3%を占めている。また働いている者（児）の雇用形態は表7に示すとおりであり、正規雇用は45.1%、非正規雇用（派遣・契約・パート・アルバイト計）は49.6%とほぼ半数にのぼっている。雇用されている者のうち非正規雇用の割合は52.4%と計算される。この数値は、就業者全体の数値と比較すると、きわめて高い非正規雇用率である。労働力調査（2013年）の若年就業者の雇用形態は15歳～34歳では正規雇用者率が71.3%で非正規雇用者率は28.7%である<sup>16)</sup>。

表7. 児童養護施設等退所者の現在の就業・雇用形態

回答者総 数	正規雇用 (正社員)	派遣・契 約社員	パート・ア ルバイト	自営業	自由業	その他
435人	196	54	162	5	4	14
100%	45.1	12.4	37.2	1.1	0.9	3.2

注：現在働いていない者（児）及び在学中の者（児）を除く数値である。

出典：東京都「児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告」（2011, P.6）をもとに作成

児童養護施設退所後のサポート体制はきわめて弱い。児童福祉法の2004年の改正により児童養護施設の役割として、従来の入所中の児童のケアだけではなく「あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」(児童福祉法第41条)と退所後のサポートが加えられたが、大半が入所児のケアに手がとられ、退所(児)者のアフターケアへ割ける時間は極めて限られている。また、中卒自立または高校卒業自立として退所したものが実家(親元)に帰ることができるものは限られている。

中卒自立または高卒自立て退所・就職した者の住居についての資料はないが、前にあげた青春学園(仮称)での谷口の詳細な入所から退所後にいたる調査資料によれば、退所後親元に戻った者25%であり、75%が会社の寮やアパートなどになっている<sup>17)</sup>。勤務先の都合で親元に帰ることができないケースが含まれると思われるが、児童養護施設退所者(いわゆる中卒自立・高卒自立の者)のかなりの者が、帰る場所がない状態で、自立退所を迫られていることが推測される。

通常15歳または18歳の児童(者)はほぼ全面的に自身の家族に依存しそのサポートを受けつつ、社会的自立へと歩みをすすめるが、児童養護施設退所児者は、これらのサポートが極めて少ない状態で、自立の道を進めざるを得ないのが現状であろう。彼らの自立の歩みは、極めて大きな社会的排除のリスクを抱えながらの自立であり、しかも多くが不安定雇用という二重のリスクを抱えての、早すぎる自立へと半ば強制されているといえるだろう。

### 3. 終わりに

「社会的排除と児童養護問題」として、母子世帯ならびに児童養護施設退所者が抱える不利を、主として雇用の面から見てきた。社会的排除は、雇用問題に限るものではないことはいうまでもない。しかし、一般には労働市場への参入を通して社会人として様々な社会関係を発展させていく、いわば社会人としての参入のスタートラインにあたるのが労働市場への参入である。特にわが国の男性の場合はその傾向は女性より強いといえるだろう。若年期において、この労働市場への安定的な参入が妨げられることは、これらの社会関係へのアクセスが大きく制限されることを意味する。フランスにおける社会的排除の議論が1980年代にはいって、大量の若者の失業が顕在化したことが契機となった。これに関連して都留<sup>18)</sup>は「失業者、とりわけ長期失業者たち、安定雇用のあてのない青年たちは、労働市場から排除されただけでなく、社会生活から次第に遠ざけられていくのである。彼らは、それは経済的な意味での貧困を超えて社会的排除に陥った典型的な人々とみなされるようになった。」としている。この論文で取り上げた、母子世帯及び児童養護施設の退所者たちは、社会人として社会の一員になるための社会的トレーニングともなる労働市場への参入に、一般の人々より多くの不利を抱え、それ故、より多くのサポートを必要としているにもかかわらず、最大のサポートの資源である家族が極めて脆弱であり、これにより、二重の不利に足を取られながらの社会人としてのスタートを切らざる得ないところにいることを指摘

しておきたい。

#### 引用・参考文献、注

- 1) 都留民子「フランスの『排除 Exclusion』の概念」海外社会保障研究、No.141、2002、pp.4-5
  - 2) 宮本みち子「社会的排除と若年無業 イギリス・スウェーデンの対応」日本労働研究雑誌、533号、2004、p.18
  - 3) Commission of the European Communities," Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the fight against social exclusion, fostering integration", 1992、p.3
  - 4) 定月みゆき「若年妊娠・出産・育児への対応」母子保健情報、第60号、2009、pp.56-58
  - 5) 社会的排除リスク調査チーム「社会的排除にいたるプロセス ～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」内閣官房社会的包摶推進室（民主党政権当時）、2012、p.11
  - 6) 表1の「ひとり親世帯」は、国民生活基礎調査では「子どものいる現役世帯」のうち「大人が一人」の世帯となっている。それを「ひとり親世帯」と読み替えた。
  - 7) 阿部彩「子どもの貧困」岩波新書、2008、p.56
  - 8) 厚労省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」2011、pp.69-70
  - 9) 厚労省社会・援護局保護課「生活保護母子世帯調査等の暫定集計結果」2009、p.27
  - 10) 同上書、p.28
  - 11) ビッグイシュー基金「若者のホームレス白書」特定非営利活動法人ビッグイシュー基金、2010
  - 12) 児童養護施設の役割として「児童養護施設は、保護者のない児童（中略）その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」（児童福祉法第41条）と退所後の児童・者のサポートが明記されているが、現実には、施設現場での児童への対応に時間をとられ、また職員の退職率も高く、自立のためのサポートまで、とうてい届かないのが現状であると言われている。
  - 13) 自立援助ホームの施設数及び定員及び現員は2014年10月1日時点の数値である。（厚労省「社会的養護の現状について」2014年、p.1）
  - 14) 東京都「児童養護施設等退所者へのアンケート調査」2011  
同調査の対象者の基本属性は次の通りである。  
回答者は児童養護施設退所（児）者が79.2%を占め、その他を児童自立支援施設等退所児（者）が占めている。退所の時期は、2000年以降の者であるが、2008年から2010年の3年間の者が41.6%を占めている。男女別では男性44.1%、女性52.9%である（不明3%）。年齢別では20代前半の20歳～24歳が46.4%、20代後半25歳～30歳が25.1%である。10代が25%弱を占めているが、16歳～17歳が7.4%である。年齢不明は3.9%。
  - 15) 谷口由希子「児童養護施設の子どもたちの生活過程 ～子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか」明石書店、2011、p.121
  - 16) 総務省「労働力調査」2014  
この数値に、15歳～24歳については在学中の者は含まれていない。
  - 17) 谷口由希子前掲書 pp.58～59
- 注：谷口は、A児童養護施設80人を対象に調査し、そのなかで、退所後の生活が把握でき、家族などの事情で生活基盤が左右されにくい中学校以上の児童を対象とし、と入所または在所を経て退所した児童の参

と観察、インタビューを含む詳細な調査を行った。そのデータによれば、退所理由が中卒自立、非進学自立及び高卒自立とされた児童 20 人中、退所後の住居が実家（親元）は 5 人、自宅以外（会社の寮やアパート等）が 15 人であった。

- 18) 都留民子「フランスの貧困と社会保護」法律文化社、2005、p.47